

公益財団法人埼玉県学校給食会学校給食用教材の貸出事業実施要綱

1 目的

公益財団法人埼玉県学校給食会（以下「給食会」という。）が保有する学校給食用教材（以下貸出教材という）を関係者に貸出し、埼玉県内の食育推進並びに学校給食の普及充実に支援する。

2 貸出教材

貸出教材は、埼玉県学校給食会のホームページに公開しているものとする。

3 貸出対象施設

学校給食実施学校、学校給食共同調理場、市町村教育委員会及び、給食会理事長が承認した施設や者とする。

4 借用手続

貸出教材の借用を希望する者は、学校給食用教材等借用書をメールにて給食会に提出する。申し込みは原則として、使用日の20日前までとする。

5 貸出期間

原則として2週間とする。ただし、延長希望がある場合は返却日の3日前までに給食会へ連絡するとする。貸出状況により、次に貸出先がない場合のみ、給食会と協議の上決定する。

6 使用料

貸出教材の貸出は、無料とする。

7 貸出及び返却方法

貸出教材の貸出及び返却は、原則として直接来会にて手渡しとする。

8 借用者の管理責任

借用者は、当該貸出教材に関して責任をもって管理し、速やかに返却する。

9 貸出教材等の亡失等の場合の処置

貸出借用者が、当該貸出教材を汚損・破損又は亡失させた場合は、速やかにその旨を給食会に届け出なければならない。なお、故意又は重大な過失により貸出教材を紛失、破損したものと認められたときは、給食会は借用者に弁償を求めることができるものとする。

10 その他

営利目的及び営利を伴う事業での利用は禁止する。貸出後、この要綱に定めるもののほか、不測な事態が生じた場合は、給食会と借用者が協議の上決定する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。